

## いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号。以下「法」という。)に基づいて、農業者団体等が行う活動に要する経費の一部を補助することについて、いなべ市補助金等交付規則(平成15年いなべ市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「農業者団体等」とは、法第7条第5項の規定に基づき、市長が法第3条第3項(第4号を除く。)に掲げる事業を実施すると認定した団体をいう。

### (交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、農業者団体等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付の対象とする。

### (交付金に係る会計経理)

第4条 交付を受けた農業者団体等は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)と資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の経費を区分しなければならない。

### (交付金の交付申請)

第5条 農業者団体等は、多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号)を、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請について、交付することを決定したときは、多面的機能支払交付金交付決定通知書(様式第2号)により農業者団体等に通知をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

### (交付金額の変更)

第7条 農業者団体等は、事業計画の変更等により交付金の額を増額又は減額する必要があるときは、多面的機能支払交付金事業交付金増額(又は減額)交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を増額又は減額することを決定したときは、前条の規定に準じて、多面的機能支払交付金交付変更決定通知書(様式第4号)により農業者団体等に通知をするものとする。

### (交付金の概算払請求)

第8条 交付金の交付に当たっては、概算払とすることができる。

2 農業者団体等は、第6条又は前条第2項による交付決定の通知を基に交付金の概

算払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

（実績報告）

第9条 農業者団体等は、毎年度、事業計画に決められている事項の実施状況の報告を作成し、次に掲げる書類その他必要な書類又はその写しを添えて、翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 多面的支払交付金に関する概算払精算書（様式第6号）
- (2) 金銭出納簿
- (3) 活動記録
- (4) 作業写真帳
- (5) 通帳のコピー
- (6) 作業日報（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）のみ）
- (7) その他活動内容が分かる参考となる資料

（実施状況の確認）

第10条 市長は、前条の実施状況の報告を受けたときは、実施状況の確認を行うものとする。

（交付金の額の確定）

第11条 市長は、規則第15条に基づき交付金の額を確定したときは、多面的機能支払交付金交付確定通知書（様式第7号）によりその旨を農業者団体等に通知するものとする。

（活動の廃止）

第12条 農業者団体等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合には、多面的機能支払交付金の活動廃止届出書（様式第8号）により市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第13条 市長は、交付金の返還が生じた場合又は活動の廃止があった場合は、速やかに手続により交付金を返還させるものとし、多面的機能支払交付金の返還額の確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた農業者団体等は、速やかに交付金の返還方法について、多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第10号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出が適当と認める場合は、多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（様式第11号）を農業者団体等に通知する。

4 前項の承諾を受けた農業者団体等は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（交付金の繰越）

第14条 農業者団体等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時

点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。

(交付金の精算)

第 15 条 市長は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じた時は、多面的機能支払交付金の精算額の確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、多面的機能支払交付金の精算額の通知書（様式第 13 号）を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 月 日告示第 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

交付の対象	地目	10 アール当たりの交付単価
農地維持活動	田	3,000 円
	畑	2,000 円
	草地	250 円
資源向上活動（共同）	田	1,800 円（1,500 円）
	畑	1,080 円（ 900 円）
	草地	180 円（ 150 円）
資源向上活動（長寿命化）	田	4,400 円
	畑	2,000 円
	草地	400 円

資源向上活動（共同）の交付単価について

資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に 5/6 を乗じた（ ）内の単価とする。

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者

印

多面的機能支払交付金交付申請書

いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請  
します。

記

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動  
を除く。）  
金 円
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 円

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長 印

多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったいなべ市多面的機能支払交付金については、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付金決定額

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者 印

多面的機能支払交付金事業交付金増額（又は減額）交付申請書

年 月 日付け 第 号により平成 年度多面的機能支払交付金の交付の決定があった本交付金について、下記のとおり増加・減額したいので、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
増加額・減額 金 円
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
増加額・減額 金 円

備考 増加額又は減額か該当するほうを○で選択してください。

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長 印

多面的機能支払交付金交付変更決定通知書

年 月 日付けで増加・減額交付申請のあった 年度いなべ市多面的機能支払交付金については、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

変更交付金決定額

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
金 円
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 円

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者 印

多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付金交付決定の通知のあった本交付金について、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

振込先金融機関名	銀行	本店・支店
	農協	本店・支店
預金の種類	普通・当座	該当を○で囲む。
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

振込先金融機関名	銀行	本店・支店
	農協	本店・支店
預金の種類	普通・当座	該当を○で囲む。
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		



年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者 印

多面的機能支払交付金に関する概算払精算書

年 月 日に概算払を受けました多面的機能支払交付金について、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり精算いたします。

記

交付決定額	円
概算払額	円
差引（過・不）足額	円
精算額	円

様

いなべ市長

印

多面的機能支払交付金交付確定通知書

年 月 日付けの実績報告のあった平成 年度いなべ市多面的機能支払交付金については、いなべ市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付金確定額

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）  
金 円
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 円

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者 印

多面的機能支払交付金の活動廃止届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を  
廃止したいので、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第 12 条の規定に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる事業計画
- 2 活動を廃止する日  
年 月 日
- 3 活動を廃止する理由
- 4 活動の廃止に伴う措置  
いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第 13 条に基づき、交付金を返還します。
- 5 添付書類
  - (1) 総会における活動廃止の議決資料（写し）
  - (2) その他、活動廃止理由の参考となる資料

様

いなべ市長 印

多面的機能支払交付金の返還額の確定通知書

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事由を確認しましたので、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 返還事項

2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払交付金	円	年度～年度のカ年分
資源向上支払交付金（長寿命化を除く。）	円	年度～年度のカ年分
資源向上支払交付金（長寿命化）	円	年度～年度のカ年分
計	円	

3 返還期日

年 月 日

4 交付金の返還方法に係る申出

様式第9号「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」を速やかに提出してください。

振込先

金融機関名

口座番号

振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担となります。）

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者

印

多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当する部分にレ印をつける。

2 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

第 年 月 日 号

様

いなべ市長

印

多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

年 月 日付で届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承諾します。

記

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当する部分にレ印をつける。

2 返還期日（返還期日延期の申し出があった場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期します。

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長 印

多面的機能支払交付金の精算額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、いなべ市多面的機能支払交付金交付要綱第 15 条に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 精算金額

区 分	精算金額
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	円
資源向上支払（長寿命化）	円

2 返還期日

年 月 日

振込先

金融機関名

口座番号

振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担となります。）

年 月 日

いなべ市長 宛て

申請者 団体名  
代表者

印

多面的機能支払交付金の精算額の通知書

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の精算については、下記のとおり通知します。

記

項 目	精算金額	精 算 方 法	
		返 還	その他
農地維持支払及び資源向上支払(長寿命化を除く。)	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払(長寿命化)	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当する部分にレ印をつける。